

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人自治体国際化協会(以下「協会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 協会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 協会は、理事会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 協会は、地方公共団体を主体とした地域の国際化推進事業の支援並びに諸外国における地方行財政制度及びその動向の調査研究等を行うとともに、地方公共団体の海外における国際化推進のための活動に対する支援等を行い、国際化に対応した地域社会の振興及び地方公共団体の人材の養成を図り、もって地方自治の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域の国際化に関する情報の収集及び提供
- (2) 地方公共団体を主体とした国際間の人的交流に関する支援
- (3) 地方公共団体の海外における国際化推進のための活動の支援
- (4) 地方公共団体の国際化推進事業に関する調査及び研究
- (5) 外国における地方行財政制度及びその動向に関する調査及び研究
- (6) 外国における地域活性化のための方策に関する調査及び研究
- (7) その他協会の目的を達成するために必要な事業

第3章 財産及び会計

(財産の構成)

第5条 協会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 財産から生ずる収入
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 分担金収入
- (5) 寄附金品
- (6) その他の収入

(財産の種類)

第6条 協会の財産は、基本財産及び運用財産とする。

2 基本財産は、次に掲げるものにより構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に基本財産として記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理)

第7条 協会の財産は、理事会の議決に基づいて、理事長がこれを管理する。

2 協会の財産のうち現金は、銀行若しくは郵便官署への預入、信託会社への信託、又は国債、公債等確実な有価証券にかえて保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない事由があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、総務大臣の承認を得て、その一部を処分し、又は担保に供することができる。

(経費の支弁)

第9条 協会の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第10条 協会の事業計画及び収支予算は、毎会計年度開始前に理事長が作成し、理事会の議決を経て、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

(暫定予算)

第11条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第12条 協会の事業報告及び収支決算は、毎会計年度終了後、理事長が事業報告書、収支決算書、財産目録、貸借対照表及び正味財産増減計算書を作成し、監事の監査を経たのち、理事会の承認を得て、当該会計年度終了後3ヵ月以内に総務大臣に提出しなければならない。

(特別会計)

第13条 協会は、事業の遂行上必要があるときは、理事会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

2 前項の特別会計は、第10条の収支予算及び前条の収支決算に計上しなければならない。

(長期借入金)

第14条 協会が資金の借入をしようとするときは、当該会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、総務大臣の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第15条 第8条ただし書及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、新たな義務の負担又は権利の放棄を行おうとするときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経なければならない。

第16条 削除

(会計年度)

第17条 協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第4章 役員等

(役員の種類及び定数)

第18条 協会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 3名
 - (3) 理事 10名以上16名以内
 - (4) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を理事長、1名を専務理事、1名を常務理事とする。
 - 3 監事のうち1名を常勤とすることができる。

(会長及び副会長)

第19条 会長及び副会長は、地方公共団体の長のうちから理事会が選任し、理事長が委嘱する。

- 2 会長及び副会長は、理事会に出席し、協会運営の基本に関する事項について意見を述べることができる。
- 3 会長及び副会長は監事を兼ねることができない。

(理事及び監事)

第20条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

- 2 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。
- 3 理事は、理事会を構成し、この寄附行為に定めるところにより、協会の業務を議決し、執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 財産及び会計を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行状況を監査すること。
 - (3) 財産、会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事会又は総務大臣に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要あるときは、理事会の招集を請求し、若しくは招集すること。
- 5 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(理事長)

第21条 理事長は、理事の互選により選任する。

- 2 理事長は、協会を代表し、協会の事業を総理する。

(専務理事及び常務理事)

第22条 専務理事及び常務理事は、理事のうちから理事長が任命する。

- 2 専務理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して協会の事業を掌理し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を行う。
- 3 常務理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び専務理事を補佐して協会の事業を掌理し、理事長及び専務理事に事故があるとき、又は理事長及び専務理事が欠けたときは、その職務を行う。

(任期)

第23条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第24条 役員が、次のいずれかに該当するときは、理事会及び評議員会においてそれぞれ理事現在数又は評議員現在数の3分の2以上の議決を経て解任することができる。この場合、理事会及び評議員会において議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員の報酬等)

第25条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員（執務の態様がこれに準ずるものとして理事長が指定する者を含む。）は有給とすることができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧問)

第26条 協会に顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会に諮って理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、理事会に出席し、協会運営の基本に関する事項について意見を述べることができる。
- 4 第23条、第24条及び前条第2項の規定は、顧問についてこれを準用する。これらの規定中「役員」とあるのは、「顧問」と読み替えるものとする。
- 5 顧問に関し必要な事項は、理事長が理事会に諮って別に定める。

(評議員)

第26条の2 協会に評議員10名以上18名以内を置く。

- 2 評議員は、理事会において選任し、理事長が委嘱する。
- 3 評議員は、役員を兼ねることができない。
- 4 評議員は、評議員会を構成する。
- 5 第23条、第24条及び第25条第2項の規定は、評議員についてこれを準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

第27条 削除

第5章 理事会及び評議員会

(構成及び権能)

第28条 理事会は、理事をもって構成する。

- 2 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、協会の業務に関する重要な事項を議決する。
- 3 理事会は、次の事項について議決するときは、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。
 - (1) 基本財産の一部を処分し、又は担保に供すること

- (2) 事業計画及び収支予算
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) 資金の借入
- (5) 新たな義務の負担又は権利の放棄

(招集)

第29条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事現在数の4分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は、会議を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、理事長は、理事に対して、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所をあらかじめ文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第30条 理事会の議長は、理事長とする。

(定足数)

第31条 理事会は、理事現在数の過半数の出席がなければ、これを開会することができない。

(議決)

第32条 理事会の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席理事の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面による表決等)

第33条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における前2条の規定の適用については、当該理事は、理事会に出席したものとみなす。
- 3 理事長は、軽易な事項又は急施を要する事項については、書面を送付して理事の賛否を求め、理事会に代えることができる。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 理事会の日時及び場所
 - (2) 理事の現在数
 - (3) 出席した理事の数及び氏名(書面表決者及び表決委任者については、その旨を付記すること。)
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過の概要及びその結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選出された2名以上の議事録署名人が署名押印しなければならない。

(評議員会)

第35条 評議員会は評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、この寄附行為に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ、協会の事業に

ついて調査審議する。

- 3 評議員会は、前項の事項に関し、理事長に意見を述べることができる。
- 4 評議員会の議長は評議員で互選する。
- 5 第29条及び第31条から前条までの規定は、評議員会についてこれを準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。
- 6 役員は評議員会に出席して意見を述べるができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事長が理事会に諮って別に定める。

第6章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第36条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数又は評議員現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、総務大臣の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第37条 協会は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数又は評議員現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、総務大臣の許可を受けなければ解散することができない。

(残余財産の処分)

第38条 協会が解散のときに有する残余財産は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数又は評議員現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、総務大臣の許可を受けて処分する。

第7章 事務局

(事務局)

第39条 協会に、事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長その他必要な職員を置く。
- 3 職員は、理事長が任免する。
- 4 職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件並びに事務局の組織及び運営に関し必要な事項については、理事長が理事会に諮って別に定める。

第8章 補則

(規程の制定)

第40条 この寄附行為に定めるもののほか、協会の運営に関し必要な事項は、理事長が理事会に諮って別に定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、自治大臣の設立許可のあった日から施行する。
- 2 協会の設立当初の役員は、第19条第1項、第20条第1項、第21条第1項及び第22条第1項の規定にかかわらず、設立発起人会の選任するところによるものとし、その任期は、第23条第1項の規定にかかわらず、昭和65年3月31日までとする。
- 3 協会の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第10条の規定にかかわらず、設立発起人会の定めるところによる。
- 4 協会の設立初年度の会計年度は、第17条の規定にかかわらず、設立許可のあった日か

ら昭和64年3月31日までとする。

附 則(平成11年3月31日)

- 1 この寄附行為の変更は、自治大臣の認可のあった日(11年4月2日)から施行する。ただし、第24条(第26条第4項において準用する場合を含む。)、第28条第3項及び第36条から第38条までの改正規定は、この寄附行為による変更後の寄附行為(以下「新寄附行為」という。)第26条の2第2項の規定により初めて選任し、委嘱された評議員が就任した日の翌日から施行する。
- 2 第26条の2第1項の規定は、この寄附行為の施行の日以後初めて選任し、委嘱される評議員から適用し、同日の前日までに委嘱された評議員の数については、なお従前の例による。
- 3 この寄附行為の施行の際現に理事又は監事である者は、新寄附行為第20条第1項の規定により選任されたものとみなす。

附 則(平成11年6月15日)

この寄附行為の変更は、自治大臣の認可のあった日(11年7月12日)から施行する。

附 則(平成 22 年 2 月 23 日)

この寄附行為の変更は、総務大臣の認可のあった日(平成 22 年 3 月 26 日)から施行する。ただし、平成 22 年 3 月 31 日までの間にあっては、この寄附行為の変更による改正後の第 27 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。